

滋賀県地域エネルギー活動支援事業補助金 Q&A

〔補助事業者に関すること〕

Q 1 補助事業者となる民間非営利団体とは、どのような団体ですか？

A 1 営利を目的としない団体で、以下に例示するような団体です。

【例】特定非営利活動法人、一般社団法人、一般公益法人、公益社団法人、公益財団法人 等
必ずしも法人格を有する必要はありませんが、その場合は当該団体の組織および運営について規約その他の定めがあること、また、代表者が明らかであることが条件となります。

また、市町その他の公的機関が活動の一部または全部を業務として行っている団体や、自治会等の地縁団体は対象となりません。

〔補助対象事業に関すること〕

Q 2 エネルギー分野の活動であればどのような活動であっても対象事業となりますか？

A 2 活動の実施者のみに取組の効果があるだけでは充分ではなく、その成果が広く地域のエネルギー自治（再生可能エネルギーや省エネ行動の普及等）に貢献する活動が対象となります。

Q 3 「交付決定後に事業を開始すること」とありますが、経費が不要な会議等を交付決定前に開催することは可能ですか？

A 3 経費が不要な会議等を交付決定前に開催することは可能です。また、発注を伴わない参考見積りや入札等の準備等は可能です。ただし、事業計画書に記載される事業は、交付決定後に開始してください。

Q 4 複数の活動をまとめて申請することは可能ですか？

A 4 同一の団体等で、目的を同じくする一連の活動をまとめて申請することは可能です。この場合、必要に応じて事業計画書に該当項目を追加し、整理して記載してください。

〔補助対象経費に関すること〕

Q 5 参加者から昼食代や保険料など参加費を集める啓発イベントの開催経費は補助対象経費として認められますか？

A 5 参加費等の徴収が営利を直接の目的として行われるものでない活動については原則として補助金を申請することができます。

Q 6 消耗品は、3万円未満であれば、LEDなど省エネ機器や啓発資材も補助対象となりますか？

A 6 単価が税込み3万円未満であれば、LEDなどの機器や啓発資材も補助対象となりますが、単価が3万円未満であっても組み立てるなどして3万円以上の価値となるものは対象外です。物品の購入にとどまらず、広くエネルギー自治に貢献するような波及効果が期待できる用途としてください。

〔提出書類に関すること〕

Q 7 支払いの事実を確認できる書類とは、どのような資料ですか？

A 7 領収書等、以下の要件を満たすものを提出してください。また、委託契約や印刷発注等、契約書または発注書／請書がある場合は併せて提出してください。

- ・ 宛名に団体名が明記されているもの。(団体構成員やスタッフ等の個人名でなく、必ず団体名としてください。)
- ・ ただし書きに補助対象経費であることがわかる内容が明記されていること。やむを得ず補助対象経費以外の経費を含む領収書を添付する場合は、補助対象経費が明確になるようその内訳を明記すること。
- ・ 領収書等に記載の日付が、補助対象活動期間中の日付であって、かつ令和3年3月31日、までのものであること。
- ・ 賃金、謝礼、旅費等の支払いに係る領収書には、受領者による記名・押印があること。

領収書等が無い場合、金融機関の振込依頼書や通帳の該当ページのコピーでも構いません。その場合、補助対象経費であることがわかること、補助対象活動期間中の日付で振り込まれていることが必要です。また、補助金と関係のない部分は黒塗りにしてください。

Q 8 納税義務がないため、県税の納税証明書を提出することができません。

A 8 法人税法上の収益事業を行っていないために納税義務がない場合、「未納がないことの証明」または「非課税証明書」を提出してください。

〔その他〕

Q 9 申請した事業計画内容を交付決定後に変更することは可能ですか？

A 9 可能です。ただし、計画変更を行う場合は合理的な理由が必要であり、次の場合は別途事業計画変更承認申請書の提出が必要です。

- ① 補助対象経費の総額の20%以上の変更（増額は不可）
- ② 事業の実施場所の変更
- ③ その他の計画内容の大幅な変更

変更手続は、要綱第9条に基づき、事業計画変更承認申請書（様式第7号）に必要書類を添えて提出してください。

Q 1 0 概算払は可能ですか？

A 1 0 補助金の支払は精算払いとなります。